

## 伴走型就学・学習支援活動助成

### 令和8年度 募集要項

#### ■伴走型就学・学習支援活動助成の趣旨

当会は昭和36年の財団設立以来、奨学金制度をもって、経済的事由により修学が困難な学生を支援し、将来社会にとって有用な人材を育成することを目的としてきました。しかしながら現在、子ども達本人の選択に拘わらず、生まれ育った環境により受けられる教育の機会や質の差が再び開きつつあることが顕在化しています。そして、このことは奨学金制度だけでは解決できないと考えました。

支援が必要とされている子ども達が置かれている環境は、実に様々です。それぞれの問題や課題の内実を子細に見ていくと、きめ細やかな対応が必要とされています。現在、NPO・市民活動団体の熱意ある職員やボランティアスタッフ（学習支援員）によって、各地に様々な「学びの場」が運営されています。個々の「学びの場」にて学習支援員が、マンツーマン又は比較的少人数で支援を必要としている個々の学習者に向き合い、課題解決や就学環境への適応プロセスを支援しています。

本活動助成事業は、それらの団体に対して資金面で支援し、支援を必要とされている子ども達の就学環境の改善を図ると共に高校・大学・専門学校等への円滑な就学（進学）及び修学（卒業）を支援するために助成をします。

#### ■助成対象団体及び募集概要

令和8年度から、助成期間を最大約3年間に変更し、併せて一部条件も改定されましたので、ご注意ください。

##### 1. 次の2つの団体に助成します。

（法人格の有無は問いませんが、助成額の制限があります。日本国内での非営利活動が対象です。）

- ① 高校・大学・専門学校等への進学・卒業を支援する活動団体  
(既に当該学習支援活動の実績が満3年以上ある団体)
- ② 現在の活動を拡充して、高校・大学・専門学校等への進学・卒業を支援する活動にチャレンジする意欲のある団体  
(団体としての活動は満3年以上あるが、今回、新たに学習支援活動を開始する団体)

##### 2. 助成期間

助成期間：最大約3年間（33ヶ月）の継続支援助成（以下、「継続支援」という。）

1年目：令和8(2026)年7月1日から令和9年3月31日迄に行われる活動

2年目：令和9(2027)年4月1日から令和10年3月31日迄に行われる活動

3年目：令和10(2028)年4月1日から令和11年3月31日迄に行われる活動

上記の3年間、継続して学習支援活動を行う団体を支援します。

なお、継続支援においても、毎年審査を実施いたします。(下段「11. 審査方法」を参照)

また、令和8～9年度は継続支援への移行期間のため、9ヶ月間のみの単年度助成(以下、「単年度」という。)の採択も実施します。単年度の選考は、上記の継続支援の1年目と同じ条件にて行います。

単年度の助成期間：上記「1年目」と同じ9ヶ月間

(令和8年7月1日から令和9年3月31日迄に行われる活動)

### 3. 対象活動の領域は、以下のような活動を想定しています。

中学生、高校生及び大学生等を対象とした非営利の学習支援活動のうち、

- ① 公的施設等を利用して、参加者一人ひとりの習熟状態や学習環境に合わせた個別学習支援活動。
- ② 地域の大学と協力して、大学生ボランティアによる学習支援活動。
- ③ 訪問型支援や集合教育とのハイブリッドな学習支援活動。
- ④ 重度の障がいや困難を抱えている学生への継続的な学習を包括的に支援する活動。
- ⑤ 高校・大学・専門学校等への進学を目指している学生の保護者への生活改善や子育てに関する指導・相談を行っている活動。
- ⑥ 学習支援員を育成する活動、並びに教材や学習ツールを制作・開発する活動等。
- ⑦ 上記に類似する活動。(イベント・体験・課外活動、課題解決に取組む協議会等)

\*ご留意：本助成の支援対象には、幼児や小学生は含まれておりません。

### 4. 助成金額のめやす、申請カテゴリー(A～C)

1件当たり、上限30万円～100万円/年、1法人・団体当たり、1件応募可。

審査の結果、申請額を増額または減額査定して助成金額を決定する場合があります。

	※ <sup>2</sup> 任意団体・サークル等	NPO法人・一般社団/財団法人	認定NPO法人・学校法人・公益法人・社会福祉法人
※ <sup>1</sup> 活動歴満3年以上	A: 30万円	B: 50万円	C: 100万円

※<sup>1</sup>活動歴3年以上とは、申請日までに満3年以上の実質的な(公に説明出来る)活動実績が必要です。

※<sup>2</sup>任意団体・サークル等の場合は、必ず団体の関係者2名以上(代表者・副代表・経理責任者等)にて、申請願います。

### 5. 助成件数

継続支援 20件程度(助成総額1,200万円)

単年度 40件程度(助成総額2,300万円) 助成総額：3,500万円程度

単年度は、継続支援の申請から選考します。

なお、継続支援に採択された団体は、助成期間終了直後の2年間は、応募が出来ません。

## 6. 審査基準について

- ① 1年目の審査にあたっては、以下の項目に基づき、総合的に判断します。
- I. 活動実績・履歴
  - II. 助成金で取り組む課題・実施内容・支援対象者
  - III. 支援対象者の募集及び選考方法、会費等
  - IV. 地域やボランティア活動、社会福祉協議会、行政、学識者との連携
  - V. 学習支援員のサポート体制
  - VI. 継続性、発展性、及び定期活動報告・広報活動（3カ年活動計画書）  
3カ年活動計画書については、「14. 年度末報告書」を参照ください。
- ② 翌年への継続支援は、毎年度末に提出する以下の報告書に基づき、審査を行います。
- I. 実施報告書（所定様式）の内容
  - II. 会計報告書（所定様式）の内容
  - III. 「3カ年活動計画書」に対する進捗状況、新たな課題及びその対策等

## 7. 助成金の対象となる費用

活動に必要な経費とします。

パソコン・プロジェクター等のICT機器や活動拠点の固定資産（机・椅子・エアコン・車輌等）など、助成期間を終えても使用出来る資産や器具を購入する場合は、その理由・活用目的を明確に説明してください。ただし、助成期間を過ぎても返却する必要はございません。

なお、助成金は支給当年度に使い切ることを原則としますが、継続支援の場合、助成金を翌年度に繰り越して活用する必要がある場合は、その旨を実施報告書及び会計報告書等にて記載ください。なお、助成期間終了時に使い切れなかった助成金があった場合は、返金をお願いします。

## 8. 応募方法

募集要項及び申請書記入・提出要領に基づいて申請書を記入の上、申請システム（Graain）にて提出ください。1法人・団体当たり1件限りの応募とします。

申請時には、法人は登記簿謄本（記載内容が最新の履歴事項全部証明書）、任意団体・サークルは代表者他2名の本人確認書類、他を提出いただきます。詳細は、「申請書記入・提出要領」をご確認ください。なお任意団体・サークルは、採択時の契約書類には代表者1名の実印捺印及び印鑑証明書の提出が必要となります。

なお、主な諸連絡は申請システム（Graain）を通して行いますので、申請担当者名にて申請システム（Graain）のアカウントを取得して、ご応募ください。

### 【助成業務システム Graain（グレーイン）】

ログイン画面のURLは、当財団HPにて公開します。

## 9. 公募期間

令和8(2026)年1月13日(火)～令和8(2026)年2月16日(月)正午

## 10. 応募問合せ

公益財団法人 樫の芽会 事務局（担当：北林）

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-3-1 一口坂中央ビル

TEL：03-3222-6481 (つながりやすい時間：平日 9:00～12:00, 13:00～17:00)

E-Mail：kashinomekai6482@jcity.maeda.co.jp

（事務局から個別に連絡をする際は、「@jcity.maeda.co.jp」のアドレスが付いた職員のメールアドレスから送信します。）

URL：<https://www.kashinomekai.or.jp/>

## 11. 審査方法

選考委員会にて審査後、理事会にて決定します。審査の過程では、必要に応じて、申請書等の内容に関するヒアリング調査などへの協力をお願いする場合もあります。

継続支援における翌年への継続審査は、下段 14.の年度末報告書の提出をもって選考委員会にて行います。

## 12. 審査結果の通知

令和8（2026）年5月末までに、採択結果を応募者に申請システム（Graain）を通してメールで通知します。なお、採否の理由や審査経過に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

継続支援における翌年への継続審査は、6月末までに採択結果を応募者に申請システム（Graain）を通してメールで通知します。翌年への継続が不採択となった場合は、支援対象者への不利益を考慮しながら相応の期間を経て、助成の打ち切りをさせていただきます。

## 13. 助成金の交付時期と支払方法

審査結果の通知後、採択団体の代表者宛に契約書類を郵送します。所定の事項を記入後に当財団事務局まで返送ください。なお任意団体・サークルは、契約書類に代表者の実印捺印及び印鑑証明書の提出が必要となります。

それらの手続が完了次第、助成金を令和8（2026）年7月初旬に交付します。継続支援の場合も、毎年7月初旬に交付します。

## 14. 年度末報告書（実施報告書、会計報告書、及び3カ年活動計画書）の提出

① 毎年度末（3月末）の助成期間終了後、助成を受けた奨学活動にかかる「実施報告書」「会計報告書」及び「3カ年活動計画書」を、令和9（2027）年4月21日までに提出してください。（所定書式あり） 移行期間中である令和8～9年度に採択された単年度の助成団体は、「3カ年活動計画書」の提出は不要です。

② 提出された「実施報告書」は、当財団のホームページで公開しますので、掲載内容や写真等のプライバシーには十分なご配慮をお願いします。

③ 会計報告書への領収書等の添付・提出は不要です。ただし、監査時に提示をお願いする場合がありますので、適切に保管をお願いします。

④ 3カ年活動計画書の内容について

・所定の申請書には、3カ年にわたる活動計画書（継続性・発展性等の計画）の記入

がございます。本助成金を活用され、3カ年にわたって申請団体の活動が徐々に発展、レベルアップされていくことを期待しています。

- ・その中で、「定期活動報告」として、3ヶ月に1回以上、活動の様子の公開・広報活動（レポート、SNS、メールマガジン等の発信）を推奨しています。なお、公開に相応しくない活動の場合は、当財団・事務局への親展報告でも構いません。
  - ・「年度末報告」にて、この3カ年活動計画書の振り返りと再設定をお願いします。
- ⑤ また、成果報告会等でのプレゼンテーションをお願いする場合もありますので、予めご了解下さい。
- ⑥ 当財団職員及び役員が活動場所を訪問し、代表者や経理責任者に活動の進捗状況や結果、及び監査を行うことがあります。
- ⑦ 助成された活動に関するWEB記事、印刷物や制作物等には、当財団から助成を受けている旨の明記をお願いします。また、購入したＩＣＴ機器や固定資産にも同様の処置をお願いします。（例：「この活動は公益財団法人櫻の芽会の助成を受けています」「寄贈：（公財）櫻の芽会」等）

## 15. 申請取消・助成金返還

- ① 本活動助成事業は、当財団の定款及び奨学活動助成規程（HP「情報公開」ページにて開示）等の定めるところにより実施します。
- ② 申請書や活動内容に虚偽があることが判明した場合、採択後でも申請の取消や助成金の返還をしていただきます。
- ③ 採択者には「反社会的勢力排除に関する誓約書」を提出していただきます。

以上